

平成 27 年 3 月 3 日

各府省庁等情報セキュリティ担当課室長 殿

サイバーセキュリティ対策推進会議オブザーバー機関情報セキュリティ担当課室長等 殿

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

内閣参事官（政府機関総合対策担当）

ウェブサイト等の利用者に使用を求めているソフトウェアのサポート終了に伴う対応について（注意喚起）

府省庁が運営しているウェブサイト等において利用者の動作環境として特定の汎用ソフトウェア（バージョン）の使用を求めている場合がありますが、当該ソフトウェア（バージョン）のサポート終了後にも継続して使用を求めることは、利用者を危険にさらすことにつながるものであり、政府機関統一基準の遵守事項 6.3.1 においては、このようなことも含む「府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為」の防止を規定しているところです。

最近の例では、オラクル社からは Java SE 7 について 2015 年 4 月にサポートを終了することが、マイクロソフト社からは Internet Explorer について 2016 年 1 月以降 OS に紐づく特定のバージョンのみをサポートすることがそれぞれ発表されています。

インターネット上で国民等に向けて公開しているウェブサイトや政府機関内で共通的に利用している情報システム等において、利用者の動作環境としてサポートが終了しているソフトウェア（バージョン）の使用を求めることのないよう、必要な対応をお願いいたします。

（対応の例）

- サポートが継続されるバージョンでの動作検証を行い、正常動作を確認後、利用者にとって当該バージョンで動作する旨を周知
- サポートが継続されるバージョンでの動作検証を行い、動作に異常がある場合にはサポートが継続されるバージョンで動作するようプログラムを修正し、利用者にとって当該バージョンで動作する旨を周知
- 当該ソフトウェアを利用者が使用しないでもよいようプログラムの構造を修正
- 利用者の情報セキュリティ水準を低下させない利用方法を利用者にとって周知（例：ソフトウェアが備える互換表示機能等の利用を推奨する）

また、ウェブサイト等の新規構築、更改等の際には、利用者に使用を求めることとなるソフトウェアのサポート期間を考慮した上で導入するソフトウェアを決定する、利用者に使用を求めているソフトウェアのサポート終了時における動作検証等を保守契約の内容に含めるなどの措置を講じてください。

なお、府省庁の情報システムにおける自らの利用者環境についても、「情報システムで利用しているソフトウェアのサポート終了に伴う対応について（注意喚起）」（平成 26 年 7 月

10日 内閣官房情報セキュリティセンター) のとおり、必要な対応を徹底するようお願いいたします。

(参考)

- 「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」(平成26年5月19日 内閣官房情報セキュリティセンター)の「6.3.1 アプリケーション・コンテンツの作成時の対策」
<http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/guide26.pdf>
- 情報システムで利用しているソフトウェアのサポート終了に伴う対応について(注意喚起)(平成26年7月10日 内閣官房情報セキュリティセンター)
http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/soft_140710.pdf
- Java 7のパブリック・アップデートの終了(オラクル社)
https://www.java.com/ja/download/faq/java_7.xml^{※1}
- Oracle Java SE サポート・ロードマップ(オラクル社)
<http://www.oracle.com/technetwork/jp/java/eol-135779-ja.html>^{※1}
- Internet Explorer のサポート ライフサイクル ポリシーに関する FAQ(マイクロソフト社)
<https://support2.microsoft.com/gp/microsoft-internet-explorer>^{※1}

※1 URLについては廃止や変更されることがあります。最新のアドレスについては、御自身で御確認ください。

本件問い合わせ先

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

政府機関総合対策担当 大川、杉浦、山下

(03-3581-3959)